

第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品
(化審法第 13 条関連)

第一種特定化学物質	製 品
一 ポリ塩化ビフェニル	<ul style="list-style-type: none"> 一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤(動植物系のものを除く。)パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料 三 塗料(水系塗料を除く。)印刷用インキ及び感圧複写紙 四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー 六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 一 潤滑油及び切削油 二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 三 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
三 アルドリン及び DDT	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)
四 デルドリン	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) 三 羊毛(脂付き羊毛を除く。)
五 クロルデン類	<ul style="list-style-type: none"> 一 木材用の防腐剤及び防虫剤 二 木材用の接着剤 三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。) 四 防腐木材及び防虫木材 五 防腐合板及び防虫合板
六 ビス(トリブチルスズ) = オキシド	<ul style="list-style-type: none"> 一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ 三 漁網
七 N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン、又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	<ul style="list-style-type: none"> 一 ゴム老化防止剤 二 スチレンブタジエンゴム
八 2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	<ul style="list-style-type: none"> 一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。) 二 潤滑油
九 マイレックス	木材用の防虫剤